平成３０年（フ）第２８号
鹿児島県枕崎市大塚南町８番地
債務者　鮫島　　愛
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第２９号
鹿児島県枕崎市大塚南町８番地
債務者　鮫島　範子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第５４号
福島県郡山市静町45番５号
債務者　岡崎久美子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
金沢市北町乙７番地１　ブリアールＫ　103号、従前の住所金沢市若宮１丁目123番地
債務者　山本佐代子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
長野県千曲市大字鋳物師屋596番地２
債務者　髙橋健太郎
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第２０号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫45番地、旧住所高知県宿毛市小筑紫町小筑紫267番地５
債務者　善家　　優
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第２４６号
静岡県浜松市東区大蒲町115番地の10　アモーレ大蒲、前住所静岡県浜松市西区篠原町20611番地
債務者　佐藤　秀雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３１５号
神戸市長田区腕塚町９－７－７－１グランメール腕塚201、住民票上の住所神戸市長田区駒ケ林町６丁目９番５号　友光ビル４Ｆ
債務者　板井　義光
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８５号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地56棟507号
債務者　青木　信夫
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９３号
兵庫県三木市宿原1270番地の353　西原方
債務者　松本　一郎
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９５号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目10番６号　サツキビル201号、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番６号　サンコーロイヤル1002
債務者　諏訪　広志
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
千葉県君津市南子安１丁目５番24号　202
債務者　友田　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第６５号
千葉県木更津市高柳３丁目13番８号
債務者　矢代　絵美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第６６号
千葉県木更津市金田東５丁目６番地４　コンフォレスト205
債務者　内田潤一郎
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２５３号
神奈川県厚木市栄町１丁目10番４号　パルムサカエ301
債務者　長田　惠子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６４号
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目21番地の12　ウォームハート102号
債務者　大関　綾乃
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部